

# 福岡県公報

平成24年8月28日  
第3424号

## 目次

### 告示(第1482号-第1524号)

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課)	2
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の再開の届出	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
○「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-」 及び「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011 -普及版」の販売代金の収納の事務の委託	(自然環境課)	6
○自衛官の募集	(市町村支援課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8

○公共測量の実施	(県土整備総務課)	8
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	9
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	10
○公共測量の終了	(県土整備総務課)	11
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	13
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	13
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	15
○青少年に有害な図書類の指定	(青少年課)	15

## 公 告

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (行政経営企画課) ……………15

**公安委員会**

○警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) ……………16

○警備員等の検定等に関する規則附則第7条第2項に規定する検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全総務課) ……………18

**告 示**

**福岡県告示第1482号**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年8月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 (仮称) マックスバリュ新宮店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字下府字浜840-306ほか

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社NTT西日本アセット・プランニング	大阪府大阪市中央区今橋二丁目5番8号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
マックスバリュ九州株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号

4 大規模小売店舗を新設する日

平成25年4月11日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,570平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐 車 場 の 位 置	収容台数(台)
建物敷地内	70

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐 輪 場 の 位 置	収容台数(台)
A棟南東側(駐輪場No. 1)	60
A棟南西側(駐輪場No. 2)	20
B棟南東側(駐輪場No. 3)	22
合 計	102

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
A棟北東側(荷さばき施設No. 1)	60.0
A棟南西側(荷さばき施設No. 2)	50.0
合 計	110.0

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
A棟内北東側	23.18

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ九州株式会社	24時間	

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地南東側及び北西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	時間帯
荷さばき施設No. 1	24時間
荷さばき施設No. 2	午後10時から午前6時

#### 福岡県告示第1483号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 サンリブ宗像

(2) 所在地 福岡県宗像市くりえいと一丁目5番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

#### 福岡県告示第1484号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス福岡店

(2) 所在地 福岡県福津市手光南一丁目2092番2

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要  
意見なし

#### 福岡県告示第1485号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ドラッグコスモス福岡店

(2) 所在地 福岡県福津市手光南一丁目2092番2

2 意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

時間帯により、環境基準等に違いがあることに留意され、基準を遵守し、周辺環境を損なわないよう努めること。

#### 福岡県告示第1486号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
春生152	医療法人凜桜会いわた皮ふ科アレルギー科クリニック	春日市春日原北町4丁目11番地	24・7・1
糸島地生87	平野記念医院	糸島市前原中央1丁目6番10号	24・6・1
春生歯85	エース歯科	春日市大谷8丁目106番	24・7・1
北筑後生歯2	社会福祉法人慈愛会 聖ヨゼフ園	三井郡大刀洗町大字山隈374番地の1	21・9・1
大生歯208	あつさか歯科クリニック	大牟田市本町4丁目5-22	24・8・1
粗生薬149	ニック調剤薬局 志免店	糟屋郡志免町志免4丁目22番11号	24・8・1
宰生薬44	三日月薬局	太宰府市都府楼南1丁目1-28	24・3・1
直生薬85	大信薬局 直方駅前店	直方市須崎町3-37 竹田ビル1F	24・8・1
直生薬84	アイン薬局 直方店	直方市大字山部287 直方駅ビル1F	24・8・1
田生薬77	エンゼル薬局夏吉店	田川市大字夏吉3638番	24・8・1
八女生訪4	訪問看護ステーションぱーそなるケア	八女市吉田942-1	24・8・1

**福岡県告示第1487号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
嘉麻生薬15	有限会社牛隈調剤薬局	嘉麻市牛隈1362-7	24・5・31

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
春生147	いわた皮ふ科アレルギー科クリニック	春日市春日原北町4丁目11番地	24・6・30
大野生歯65	医療法人敬歯会 ファミリー歯科医院	大野城市白木原1丁目1-55	23・12・29
大生歯87	中尾歯科医院	大牟田市本町4丁目7-2	24・6・27
中生薬33	クライス薬局	中間市中央3丁目1-2	23・1・31

**福岡県告示第1488号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、休止していた指定医療機関から再開の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	再開年月日
嘉麻生薬15	有限会社牛隈調剤薬局	嘉麻市牛隈1362-7	24・7・2

**福岡県告示第1489号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地生70	医療法人都田医院	みやこだ医院	糸島市二丈深江1217番6	24・5・30
飯生28	医療法人飯塚恵仁会筑豊病院	医療法人飯塚恵仁会たていわ病院	飯塚市立岩1725	24・7・1
京生124	台ヶ原クリニック	台ヶ原診療所	京都府みやこ町豊津台ヶ原2121-5	24・7・1
大生歯185	武石歯科医院	タケ・デンタルクリニック	大牟田市大字歴木1807-447	24・7・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地生70	みやこだ医院	糸島市二丈深江935-3	糸島市二丈深江1217番6	24・5・30
北生歯182	医療法人中庸会井上歯科医院	糟屋郡粕屋町若宮1丁目3-12	糟屋郡粕屋町大字長者原192-1	24・6・1
大生歯185	タケ・デンタルクリニック	大牟田市大字歴木1807-446	大牟田市大字歴木1807-447	24・7・1
粕生薬76	大名坂調剤薬局	糟屋郡宇美町大字宇美5143-2	糟屋郡宇美町明神坂1丁目7番7号	24・7・1
柳生薬24	新生堂薬局 柳川店	柳川市元町3-10	柳川市元町3番地8	24・7・1

福岡県告示第1490号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ14	中山 博仁（保険訪問マッサージ協会大牟田有明支部）	大牟田市大字倉永115-1	24・7・20
嘉麻生マ41	福永 貴浩（興健堂）	嘉麻市上487-1	24・7・10
田川生マ31	阿部 多津子（ヘルボン）	田川郡福智町金田986番1	24・7・20
田川生マ32	西崎 誠（あんじゅ施術所）	田川郡福智町金田60-11	24・8・1
田川生マ33	小田 菊男（ふれあい施術所）	田川郡福智町金田60-64	24・8・1
飯生柔55	西岡 実（ちどり鍼灸整骨院）	飯塚市平塚10-2	24・7・25
飯生柔56	永田 壮史（ほりいけ整骨院）	飯塚市堀池172-3	24・7・18
飯生柔57	森 宅之（森整骨院）	飯塚市枝国501-10	24・7・24
田生柔36	榎 勝司（よねだ鍼灸整骨院）（田川院）	田川市大字伊田3606-1	24・7・9
八女生柔29	橋本 鉄郎（橋本整骨院）	八女市龍ヶ原68-6	24・7・11
大川生柔24	大坪 美孝（大坪整骨院）	大川市大字中古賀317-1 リオグランデかわの106	24・8・1

筑紫生柔58	坂口 雅代（あっぷるすまいる整骨院）	筑紫野市湯町3丁目1番1号 東峰マンション二日市Ⅱ303号室	24・7・19
宰生柔35	森 和孝（もり整骨院）	太宰府市五条2丁目6-8	24・7・6
粕生柔72	中上 志保（安寿整骨院）	糟屋郡新宮町大字原上1812-1	24・7・2
粕生柔73	奥田 麻衣（安寿整骨院）	糟屋郡新宮町大字原上1812-1	24・7・2
宗遠生柔8	中原 博（なかはら整骨院）	遠賀郡水巻町吉田東2丁目1-13	24・8・1
京生柔26	今村 真八（整骨院 長生庵）	京都府京田町富久町1丁目5-10	24・7・13
京生柔27	松下 元気（整骨院 長生庵）	京都府京田町富久町1丁目5-10	24・7・13
京生柔28	西野 剛（整骨院 長生庵）	京都府京田町富久町1丁目5-10	24・7・13

#### 福岡県告示第1491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
嘉麻生マ9	梅崎 勇二（タカラ保険訪問マッサージ）	嘉麻市上487-1	24・6・30
嘉麻生マ10	福永 貴浩（タカラ保険訪問マッサージ）	嘉麻市上487-1	24・6・30

田川生マ16	坂田 猛（あんじゅ施術所）	田川郡福智町金田60-11	24・7・31
直生柔26	長谷川 寛（整骨院長生庵）	直方市新知町6-48	24・7・2
田生柔26	今村 真八（長生庵）	田川市大字伊田2741-11 KMビル1階	24・7・2

#### 福岡県告示第1492号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2011－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
株式会社紀伊国屋書店福岡本店	福岡市博多区博多駅中央街2番1号博多バスターミナル6階	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
株式会社ジュンク堂書店	神戸市中央区三宮町一丁目6番18号	平成24年4月1日から平成25年2月28日まで
株式会社福岡金文堂	福岡市中央区天神二丁目9番110号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
MARUZEN博多店	福岡市博多区博多駅中央街1番1号JR博多シティ8F	平成24年4月1日から平成25年2月28日まで
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目23番5号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

#### 福岡県告示第1493号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項の規定により、平成24年度において2等陸士として採用する自衛官の募集種目、募集期間、受験資格、試験期日、受付場所並びに試験場の位置及び名称を次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

## 1 募集種目

陸上自衛隊看護学生

## 2 募集期間

平成24年9月3日（月）から10月1日（月）までの間

## 3 受験資格

(1) 平成25年4月1日現在、18歳以上24歳未満の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 高等学校又は中等教育学校卒業者（卒業見込みの者を含む。）

イ アに掲げる者と同等以上の学力があると文部科学大臣が認めた者（これに該当する見込みのある者を含む。）

ウ 高等専門学校第3学年次修了者（修了見込みの者を含む。）

(2) 詳細は、募集要項による。

## 4 試験期日

平成24年10月20日（土）

## 5 受付場所

受付場所	名称
福岡市博多区竹丘町1-12 (電話 092-584-1881~3)	自衛隊福岡地方協力本部
北九州市小倉南区北方5-1-1 (小倉駐屯地隣接) (電話 093-963-7728 又は093-963-3590)	自衛隊福岡地方協力本部 北九州出張所
築上郡築上町西八田(築城基地内) (電話 0930-56-1150) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 築城地域事務所
遠賀郡芦屋町大字芦屋1455-1 (芦屋基地内) (電話 093-223-0981) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 芦屋地域事務所
飯塚市川津639-1 (電話 0948-22-4847)	自衛隊福岡地方協力本部 飯塚地域事務所
春日市大和町5-12 (福岡駐屯地内) (電話 092-591-7450)	自衛隊福岡地方協力本部 春日分駐所

福岡市博多区博多駅南2-1-5 博多サンシティビル2F (電話 092-414-5100)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡地域事務所 (博多)
福岡市東区和白丘2-2-63 (電話 092-607-4826)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡募集案内所 (和白)
福岡市西区姪の浜5-4-20 パールマンション1F (電話 092-891-7941)	自衛隊福岡地方協力本部 福岡西募集案内所 (姪浜)
久留米市山川追分1-8-19 エスポワール豊福2番館1F (電話 0942-23-7055)	自衛隊福岡地方協力本部 久留米地域事務所
大牟田市宝坂町1-2-9 (電話 0944-52-3810)	自衛隊福岡地方協力本部 大牟田地域事務所
小郡市小郡2277 (小郡駐屯地内) (電話 0942-72-3161) 交換呼出	自衛隊福岡地方協力本部 小郡分駐所
八女市本村字杉町662-5 (電話 0943-24-5192)	自衛隊福岡地方協力本部 八女地域事務所
柳川市三橋町下百町6-7 (電話 0944-72-7794)	自衛隊福岡地方協力本部 柳川地域事務所

## 6 試験場の位置及び名称 (予定)

試験場	位置	名称
北九州	北九州市小倉北区中島1	北九州予備校小倉校 Felix
福岡	春日市大和町5-12	陸上自衛隊福岡駐屯地
筑後	久留米市高良内町2728	陸上自衛隊前川原駐屯地

## 福岡県告示第1494号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人たすけ愛京築
  - (2) 代表者の氏名  
阿部 登志彦
  - (3) 主たる事務所の所在地  
行橋市下稗田1368番地の28
  - (4) 定款に記載された目的  
本会は、光、愛、命の共同体社会を願うを基本とし、受け手にも担い手にもなる会員制の組織で、自己研修とサポート活動を通じて、あなたがあなたらしく、わたしがわたらしく暮らせるこころ豊かな新しい町づくりに寄与し、活力ある長寿社会の建設に協力することを目的とする。

**福岡県告示第1495号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日  
平成24年7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人京築在宅ケア研究会
  - (2) 代表者の氏名  
小宮 俊秀
  - (3) 主たる事務所の所在地

行橋市大字下稗田1368番地28

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅福祉に係わる専門職の知識向上等を行い、地域福祉に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1496号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市金武・吉武土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
福岡市大字吉武の一部地域	平成24年7月5日から 平成24年12月28日まで

**福岡県告示第1497号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宗像市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類  
都市計画（都市計画図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宗像市	平成24年6月20日から 平成25年3月28日まで

**福岡県告示第1498号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、水巻町長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
遠賀郡水巻町牟田地内他	平成24年7月5日から 平成24年9月18日まで

**福岡県告示第1499号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区東田1丁目外	平成24年7月24日から 平成24年8月31日まで

**福岡県告示第1500号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区西貫1丁目	平成24年7月30日から 平成24年8月31日まで

**福岡県告示第1501号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福津市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
史跡保存管理計画（津屋崎古墳群地形図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福津市	平成24年7月18日から 平成24年10月31日まで

**福岡県告示第1502号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に

より、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区	平成24年8月10日から 平成24年10月20日まで

#### 福岡県告示第1503号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宮若市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（カラー撮影、写真地図作成）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
宮若市全域	平成24年7月12日から 平成25年3月29日まで

#### 福岡県告示第1504号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
福岡市東区大字志賀島地内	平成24年8月3日から 平成24年8月31日まで

#### 福岡県告示第1505号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
飯塚市鶴三緒及び嘉麻市山野の各一部	平成24年5月2日から 平成24年10月31日まで

#### 福岡県告示第1506号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（福岡県営土地改良事業前田地区確定測量業務）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市前田地区	平成24年8月3日から 平成24年12月27日まで

**福岡県告示第1507号**

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（福岡県営土地改良事業前田地区確定測量業務）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市前田地区	平成24年8月3日から 平成25年3月25日まで

**福岡県告示第1508号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（1級基準点測量、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市内一円	平成24年3月31日

**福岡県告示第1509号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（1級水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区ほか	平成24年3月31日

**福岡県告示第1510号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、嘉麻市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
嘉麻市（一部）	平成24年6月20日

**福岡県告示第1511号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市戸畑区大字中原外	平成24年6月25日

**福岡県告示第1512号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市戸畑区	平成24年5月31日

**福岡県告示第1513号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成24年7月13日

**福岡県告示第1514号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成24年7月27日

**福岡県告示第1515号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（沼本町61号線ほか道路区域確定測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区	平成24年7月30日

**福岡県告示第1516号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市若松区大字小敷外	平成24年7月31日

**福岡県告示第1517号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大野城市乙金第二土地区画整理組合理事長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類  
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
大野城市大字乙金の一部	平成24年7月31日

**福岡県告示第1518号**

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所  
福岡市早良区大字板屋字藤五郎屋敷350の8
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第1519号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所  
田川郡添田町大字津野字園川1416の1（次の図に示す部分に限る。）、字中蔦藪1417の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的

土砂の流出の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1520号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林の所在場所

福岡市早良区大字石釜字金山349の3・352の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字新飼1034の6（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1521号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 保安林の所在場所

大野城市大字牛頸569の10、569の11、569の84、569の85、667の34、667の89、670の16、670の47、670の48、667の84（次の図に示す部分に限る。）

#### 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第1522号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を

するので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

大野城市大字牛頸484の2、565の6、569の48

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1523号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年8月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人大牟田・荒尾炭鉱のまちファンクラブ

(2) 代表者の氏名

中野 浩志

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市築町2丁目8番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、大牟田市、荒尾市を中心に福岡県、熊本県内外において、日本の近代化を支えた炭鉱のまちについて、炭鉱のまちの様々な地域資源を活かしたまちづくり活動を展開する事業を行い、地域の活性化へ寄与することで、炭鉱のまちの風景と心象が次世代に継承されていくことを目的とする。

福岡県告示第1524号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代9月号	雑誌15277-09	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント9月号	雑誌05267-9	株式会社竹書房	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

公告

福岡県立公文書館条例施行規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成24年8月28日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

平成24年8月17日から平成24年9月15日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県庁1階県民情報センターに備え置きます。

**公安委員会**

**福岡県公安委員会告示第237号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第1号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
------	------	------

平成24年10月18日（木）から同年10月26日（金）までの間	午前9時30分から午後5時30分まで（3日目から6日目までの講習については、午後4時35分まで、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター
---------------------------------	---	---------------------------------

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成24年10月23日（火）から同年10月26日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習は、午前10時25分から開始し、最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36名

(2) 追加取得講習

12名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係る

ものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)

。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)

。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定(以下「旧1級検定」という。)に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定(以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前(電話)受付期間

ア 新規取得講習

平成24年9月25日(火)から同年9月27日(木)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

イ 追加取得講習

平成24年9月26日(水)から同年9月28日(金)までの午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(2) 受講申込手続期間

事前(電話)申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 受講申込手続場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(4) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 必須書類

警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第1号)

※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 必要に応じて添付すべき書類

前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a 4(1)アに該当する者

(a) 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面(以下「警備業務従事証明書等」という。)

(b) 履歴書

b 4(1)イに該当する者

合格証明書(1級)の写し

c 4(1)ウに該当する者

(a) 合格証明書(2級)の写し

(b) 2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d 4(1)エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e 4(1)オに該当する者

(a) 旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し

(b) 旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

## イ 追加取得講習

(ア) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(イ) 前記5(4)アに掲げる書面

## (5) 講習受講手数料

## ア 新規取得講習

47,000円

## イ 追加取得講習

23,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

## (6) 申込方法等

ア 受講を希望する場合は、原則として受講希望者本人が、まず前記5(1)の事前（電話）受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込み（1電話につき1名）を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前（電話）申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記5(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、事前受付番号を申告するとともに、前記5(4)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込手続きを行うこと。

※ 書類持参以外の方法（郵送等）による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記5(2)の受講申込手続き期間内（2日間）に受講申込手続きを行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込手続きは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名し

たものに限る。）を持参すること。

## 6 講習修了証明書の交付等

(1) 講習最終日に修了考査（5枝択一式で、新規取得講習については40問、追加取得講習については14問）を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

## 7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込手続き時に交付を受けた講習教本を必ず持参すること。

また、新規取得講習については、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装（靴）を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受講申込受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは取り扱っていないことから、受講申込みに際しては、事前に購入して持参すること。

## 福岡県公安委員会告示第238号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条による審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項により学科試験及び実技試験の全部が免除となる検定合格者審査（以下「書面審査」という。）を次のとおり実施するので、検定規則附則第9条の規定により公示する。

平成24年8月28日

福岡県公安委員会

1 書面審査期間

平成24年10月1日（月）から同年11月30日（金）までの間

※ 福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

2 書面審査を行う種別及び級

廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定（以下「旧検定」という。）に係る全ての種別及び級

3 書面審査対象者

(1) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際（平成17年11月21日現在）、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けていること。

(2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に係る旧検定規則第12条第1項に規定する指定講習（以下「指定講習」という。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であったもの。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合に限る。

ア 福岡県内に住所を有すること。

イ 福岡県内に所在する警備業法に係る営業所に属する警備員であること。

ウ 福岡県公安委員会から旧合格証の交付を受けていること。

4 書面審査申請手続等

(1) 受付期間

県の休日を除く、平成24年10月1日（月）から同年11月30日（金）までの、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受付場所

ア 前記3(1)ア又は同3(2)アに該当する者  
住所地を管轄する警察署

イ 前記3(1)イ又は同3(2)イに該当する者  
営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 前記3(1)ウ又は同3(2)ウに該当する者  
旧合格証の交付を受けた警察署

(3) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 審査申請書（検定等規則別記様式）1通

※ 同申請書には、申請者本人の押印が必要。

(イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）1枚

(ウ) 旧合格証の写し

(エ) 前記3の審査対象に該当することを疎明する書面（下記a又はbのいずれか1つ）

a 前記3(1)に該当する者

検定規則の施行の際、現に当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書等）

b 前記3(2)に該当する者

検定規則の施行の際、現に指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して1年以上であることを疎明する書面（指定講習講師従事証明書等）

イ 必要に応じて添付すべき書類

(ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合

住所を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(イ) 営業所の所在地を管轄する警察署に申請する場合

営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 旧合格証の交付を受けた警察署に申請する場合

なし

#### 5 申請方法

(1) 前記4(1)の受付期間内に、住所地（審査希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署又は旧合格証の交付を受けた警察署に、前記4(3)に掲げる必要書類を提出すること。

(2) 書面審査申請は、原則として審査申請者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、審査申請者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(3) 手数料

書面審査については、手数料を徴収しない。

#### 6 成績証明書の交付

書面審査の結果、当該種別の警備業務に関する知識及び能力を有する者と判定した場合において、成績証明書を交付する。

#### 7 その他

(1) 書面審査に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、福岡県警本部生活安全総務課警備係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(2) 審査申請書（検定規則別記様式）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる。